

大和市告示第51号

大和市民営自転車駐車場整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市民営自転車駐車場整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民営自転車駐車場整備費補助金交付要綱（昭和62年大和市告示第104号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市自転車の放置防止に関する条例」を「大和市自転車等の放置防止に関する条例」に改め、「対し、」の次に「予算の範囲内で」を加え、「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか」に改める。

第2条中「該当し」の次に「、」を加え、同条各号列記以外の部分中「等」を「その他の」に改め、同条第2号中「当該」を削り、「最より」を「最寄り」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 次のいずれにも該当しない施設であること。

ア バス事業者、百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等がその利用者、従業員等のために設置し、又は維持管理する施設

イ 公益財団法人自転車駐車場整備センターの事業に関連して設置され、又は維持管理される施設

第3条第1項中「の100分の60以内で、予算の範囲内」を「に補助率を乗じて得た額で、市長が必要と認める額」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の補助率の上限は、100分の60とする。ただし、施設を整備した者が鉄道事業者である場合の補助率の上限は、100分の30とする。

第4条中「補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助事業者」という。）」を「申請者」に改め、同条第1号中「（第1号様式）」を削り、同条第2号及び第4号中「（写）」を「の写し」に改める。

第6条中「（第2号様式）」を削り、同条第1号及び第2号中「（写）」を「の写し」に改める。

第7条中「別表第2に定める期間内における」を「補助事業を完了した会計年度の翌年度から起算して10年間は、」に改める。

第9条第1項中「別表第2に定める期間内に」を「補助事業を完了した会計年度の翌年度から起算して10年間に、」に改め、同項第1号中「貸与、交換」を「貸与し、交換し」に改め、同項第

3号中「休止」を「休止し、」に改める。

第10条を次のように改める。

(様式)

第10条 この要綱の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

第10条の次に次の1条を加える。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表第1中「構造」を「補助対象施設の構造」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 1 0 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	民営自転車駐車場整備概要書	第 4 条
第 2 号様式	民営自転車駐車場整備完了届	第 6 条

第 1 号様式及び第 2 号様式を削る。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。